



H20.8

揖斐郡事務職員研究会

第1部会

不定期発行

NO.5

病気休暇・休職 (H20.4.1 日付け西教第15号病気休暇及び休職の取扱について) の通知について

H20年4月1日より私疾病による病気休暇の取得期間が、6ヶ月から90日になりました。このことでどんな事例が起こりうるでしょうか。

90日=3ヶ月じゃないから注意してね



- 4月1日以降病休取得のための診断書の療養期間が90日を超えて出される。
→病休・休職の手続きを一緒にする必要がある。

3ヶ月の診断書は要注意。病休復帰はそのまま復帰。休職復帰は診断書が必要

- 病休後復帰し、復帰後1年に満たない間に再び病休を取得する
→同一疾病でも異なる疾病でも、前後の病休期間を通算することになる。
*異なる疾病の場合通算しなくてもよいのは、施行日にまたがるとき。
- 休職後復帰し、復帰後1年に満たない間に再び休職する。
→前後の休職期間を通算することになる。新たに病休90日はとれない。
*医師2名(指名)の診断書を取得するまでの期間については病休取得できる。

病休・休職の場合の給与や手当は?

病休90日	県費	給与100%
休職1年間	県費	給与8割 (算出には、住居等手当、4%含む。教員特別手当含まない。)
休職1年6ヶ月間	共済組合	傷病手当金 給与8割相当額
休職6ヶ月間	共済組合	傷病手当金附加金 給与8割相当額

詳しくは、福利のしおりを見よう